古文書から見る黒川の歴史

1. 村の始まり

南北朝時代の文献に見える「黒河」

現在「黒川」という地名が見えるもっとも古い文献は、永和元年(1375)の「諸堂造営棟別郷村注文| (『川西市史』第4巻356~358ページ)。

時代は南北朝(1336~92)のころ、多田院(現在の多田神社) 政所は、多 田院修復に宛てるために多田庄内の村々だけではなく、鎌倉幕府が棟別銭供 出の義務を負わせた「加納の村々」からも棟別銭を徴収しました。これはそ のときの徴収に関わる記録です。この記録の最後の所に、



一、保野谷 横大路 黒河 頸崎

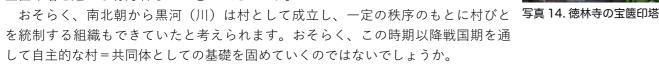
と出て来ます。「ほのや よこおおじ くろかわ くびさき」と読むのでしょ 写真 13. 川西市史 う。現在の保の谷(吉川の小字)・横路・黒川・国崎にあたると思われます。

黒川村の形成事情

この永和元年(1375)「諸堂造営棟別郷村注文」からは黒川村の形成事情がある程 度うかがうことができます。すなわち、この記録によれば、「黒河」ほか3か村は、 鎌倉幕府と室町幕府から源氏の道廟として特別な保護を受けていた多田院を中心に 形成された多田庄の村ではなかったこと、しかし多田庄と並ぶ加納の村として位置 づけられていたということです。

「黒河」ほか3か村は、多田庄の影響を受けつつも、それからは少し距離を置いた 所で自立的に形成されてきた村と考えるのがいいでしょう。

が建っています(市指定文化財)。それには、直家という人物が死んだ父母の菩提を 弔うためとの趣旨を彫り込んだ銘文があります。つまり、南北朝期には文字を知り、 宝篋印塔を建てる有力者もこの地にいたのです。





文禄3年(1594)の「黒川村検地帳」

黒川地区で次に残されているのが文禄3年(1594)に作られた「黒川村検地帳」です。 豊臣政権は、全国的に支配地を伸ばし、領有することとなった土地をつぎつぎと検地 していきました。その記録である村々の「検地帳」には、土地の一筆一筆について田地・ 畑地・屋敷地というように地目を区分しながら、それぞれの面積・等級・分米高・請人 というふうに書き上げられていきました。分米高とは基準的生産高という意味です。こ のときの確認は徳川時代にも引き継がれていきました。

検地は、豊臣政権や徳川政権支配下の大名の領地高確定に際してその基礎とされまし たし、村々においては百姓身分の確定、年貢徴収の基礎とされました。逆に言えば、検 地帳が作られることによってその村は、豊臣政権あるいは徳川政権から一つの村として 認められ(対切といわれる)、「百姓」としての村びと個々の身分を確定し、同時に政権 に臣従する諸大名等に領有される村ともなったのです。



写真 15. 文禄の検地帳

貴重な文禄検地帳

文禄3年(1594)の「黒川村検地帳」は、豊臣政権が行った検地に関わる記録としては、川西市域では西畦野村 出在家村・栄根村と並ぶ検地帳です。それは今回の調査で見つかったものですが、中世から近世へと移行する時 期の村の様子を示す貴重な歴史的資料です。表紙には「摂津国河辺郡多田庄黒川村御検地帳」と書かれ、綴じら れている紙は全部で26 丁でした。検地奉行は速水甲斐守でした。

この検地帳は、延宝7年(1679)徳川幕府によって改めて検地しなおされるまでこの地域の公的な土地台帳 とされました。

2、黒川の古文書

里山化の始まりを推測する

黒川で江戸時代初期までに作成され、今日に残っている古文書としては、ここまでに紹介した上記 2 点のほか、 慶長5年(1600)の「山手米取」と慶安元年(1648)の「毛付本帳」の2点があります。いずれも『川西市史』 が編纂された当時(1970年~1980年前後のころ)に調査されました。

慶長5年の「山手米取」は、村びとが利用していた山からの収益に対する年貢の徴収状況を記録したものです。

村の家々を代表する26人の人々がそれぞれの高を持ち、合計4石9斗5升の年貢米を 差し出しています。ただしこの山手年貢は、のちに述べる延宝7年(1679)の「検地帳」 では明瞭に記載されているところの「椚木山・柴山・草山」の区別をしているわけで はありません。

しかし、山からの収益があったとすれば、その中身は延宝(1673~81)時のそれと 大きく変わるものではないでしょう。すなわち、村の人々は、16世紀終わり豊臣政権 による検地が行われる以前から山で椚木を利用して炭焼きを行い、また柴山では燃料 や田畑の肥料にする柴や草を手に入れ、牛や馬の館 = 飼料にするために草山を確保し ていたと考えられるのです。



写真 16. 慶長5年山手米取

こうして、今日の里山黒川の歴史は、遅くとも戦国時代末期には始まっていたこと が文献上推測できるようになったといっていいでしょう。

歴史の記録者としての村

村の古文書はこのように過去の歴史を現代のわれわれに伝えてくれます。 では、こうした記録=古文書はどんな人の手によって書かれ、また残された のでしょうか。

南北朝期(1336~92)に村に文字を解する人がいたことは徳林寺に残る 宝篋印塔の刻字から明らかです。しかし、先ほど確認したところの、「黒河」 の名が最初に出てくる永和元年(1375)の「諸堂造営棟別郷村注文」は、黒 川の人というよりも、明らかに多田院政所の担当者が書き上げたものでした。 また、その次に紹介した文禄3年(1594)の「摂津国河辺郡多田庄黒川村 御検地帳|も、おそらくは豊臣政権の検地奉行すなわち速水甲斐守に任えた 武士のだれかが書いたものでしょう。



これに対し、この項でここまでに紹介した慶長5年(1600)の「山手米取」そしてこの次に紹介する慶安元 年(1648)の「毛付本帳」は、いずれもその内容から見て黒川村の人が作成した文書と見なければなりません。 とくに慶安元年(1648)の「毛付本帳」は、この帳の最後において文禄3年の検地が土地の実情をきちんと反 映していないことを指摘し、耕作者すべて(そのうちには吉川村の人もひとりまじっています)の人々が独自に 土地を再調査し、村の石高も割り出して、以後はこの数字を基礎に年貢徴収に対応することと書かれています。

16世紀末ごろ黒川村は、自己の意思を持つ共同体として存在性を高め、村びとは、そうした共同体としての 意思を文字に記録し始めていたのです。こうして村としての黒川の文書記録は、この時期以後作り続けられ、後 世に引き継がれていきました。いまに残る黒川の古文書が形成された歴史的な背景にはこの共同体の形成があっ たと思われます。

23

黒川の古文書は、村を自ら管理していこうという村の自立性の高まりとともに作成され、それに併行して全 体としての村びとの文字能力も向上したのでしょう。村の人々は文字を通して村を知り、その経営方法を考察し、

領主との関係も考えていったのです。黒川の古文書は、このようにまさに 自立する村びとの村に関する自己認識にほかならないものです。それは、 日本一の里山として評価される現在の自然とともに貴重な存在であり、地 域の歴史遺産と言わなければなりません。

黒川の古文書をひもとけば、村と村びとが、どのように黒川という地域 で暮らしを成り立たせてきたか、さまざまな時期に押し寄せてきた困難な 出来事にどう立ち向かっていったのか、その苦闘の跡が見えるのであり、 その時期、時期における村びとたちの行動を知るための素材に満ちている といえるでしょう。



写真 18. 黒川の古文書

3. 平地のくらしと山の利用

延宝検地の実施

古文書から見る黒川

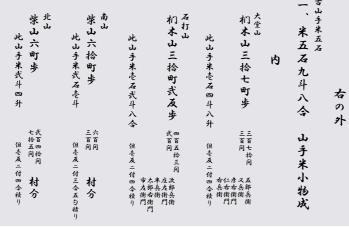
9

歴史

黒川の古文書の中に、延宝7年(1679)作成の「摂津国川辺郡黒川村検地帳」が残されています。延宝の検 地は徳川幕府の手によって行われたもので、黒川以外でも畿内周辺・備中国そして陸奥国で実施されました。『川 西市史』第5巻には市域北部の各村検地帳が活字に直されて掲載されているので確認してみてください。

延宝の検地は、文禄3年(1594)の検地が不十分だったところを改め、年貢をかける基準をしっかり調査・ 確認することを目指したものです。田畑や屋敷地の面積が一つ一つ実地にあたって丁寧に調べられ記帳され、最 後にそれらの総計が表示されました。黒川村は田畑および屋敷地の面積18町2反5畝24歩、この分米190石 1斗2升1合とされました。







一、銀拾双五分 一、銀六拾七匁五人 草山拾四町四及歩大たう 草山三拾四町九及六畝步白柏6年岩迄 山三町六及步 山三拾五町四な石天狗かたわ 步 百五拾武间 入木代

写真 19. 延宝の検地帳(部分)

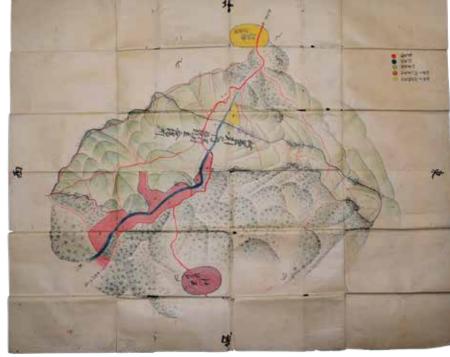
椚木山・柴山・草山

ついては文禄の検地で米5石だったものが米5石9斗8合に改められ、椚木山・柴山・草山がそれぞれ先に掲 げた写真のように明確に記載されることとなりました。

「椚木山」は2か所。1か所は大堂山で、ここは370間×300間、面積37町歩。山手米は1石4斗8升です。 もう1か所は石打山で、453間×200間、面積30町2反歩。山手米は1石2斗8合とされました。それぞれ5 人の名前が小さく記されています。この人名は椚木山の所有者か管理者であって、年貢負担者とされた者でしょ

つぎに「柴山」。これも2か所。 南山で60町歩、この山手米2石1斗。 北山で6町歩、この山手米2斗4升、 いずれも「村分」と記されています。 「村分」とは村の共有で山年貢を負 担するという意味でしょう。

最後に「草山」が4か所記され ています。1か所目は白柏より牛岩 までで34町9反6畝、この山手米 3斗5升。ただし、能勢郡稲地村か ら山手を出し立会い。2か所目は大 つなより天狗がたわまでで35町4 畝歩、この山手米3斗5升。ただ し、ここも稲地村より山手を出し立 会い。3か所目は瀧谷で3町6反歩、 この山手米3升6合。最後は大た う14 町 4 反歩、この山手米 1 斗 4 升4合です。これら草山の山手米 もすべて共有地であることを示す 写真 20. 『稲地村と山論、立会絵図』 「村分」とされました。



山の利用と村のくらし

この椚木山・柴山・草山の利用は、すでに述べておいたように、遅くとも「山手米取」の記録された慶長5年 (1600) には存在していたことが推測されます。椚木山は言うまでもなく炭焼きに、柴山は肥料と薪などに、そ して草山は肥料と牛飼い用です。

黒川村は、早ければ 16 世紀には、あるいは遅くとも 17 世紀半ばの延宝期(1673 \sim 81)ごろには農業と炭 焼きそして柴木売りを中心とする産業構造を形作っていたこと、そしてそうした産業構造を維持するために椚木 山・柴山・草山を広大に持っていたと考えていいです。これらは、黒川村の存続になくてはならないものであり、 収益も上がるものであったから領主への年貢も納めさせられたのです。

ちなみに、延宝期($1673 \sim 81$)におけるこれらの山の位置を地図の上に表してみました。 (18、19 ページ 黒川樹木分布図参照)共有地であり隣村の入会も認めていた草山の位置と面積は、明治の初めにおいてもほとん ど変化がありません。しかし、椚木山の位置は 現在の位置と比べてそうとうの移動があるようです。年貢が個 人持ちであったことと関係しているのかもしれませんが、その明確な理由についてはまだよくわかりません。今 後の課題というべきでありましょう。

表5. 明治10年(1877)の黒川薪炭山一覧

		`						
字(場所)	箇所	薪炭林面積				収穫		
		町	反	畝	歩	円	銭	厘
大上	7		4反	8畝	3歩		27歳	7厘
大谷	6	2⊪	8反	6畝	21歩	1 ⊨	46歳	5厘
大原	3	3⊪	4反	5畝	24歩	1円	79銭	7厘
尾ノ上	2		8反	8畝	21歩		41歳	
口瀧谷	4	2 _{⊞J}	2反		3歩	1 円	9銭	3厘
大堂	5		8反	3畝	27歩		38	
瀧谷	1		1反	8畝	12歩		10歳	1厘
谷垣内	8	1⊪,	9反		27歩		90歳	5厘
中筋	1			1畝				6厘
長谷	3	1⊪	9反	8畝	21歩		94銭	4厘
八り田	1				15歩			3厘
平井	2		9反	1畝	15歩		41歳	2厘
坊ヶ谷	5	2 _{⊞J}	2反	2畝	5歩		99銭	9厘
見棚	5	3⊪	2反		3歩	1 円	47銭	4厘
和田山	8	2 _{₽Ţ}		3畝	9歩		97銭	4厘
不記載	3	1⊪,	6反	1畝			81歳	
合計	64	24 _{BJ}	8反		26歩	12⊩	5銭	

(注) 左記の「明治10年 (1877) の黒川薪炭山一覧」については、さらに検討しておくべきことがあるように思います。ひとつは、「薪炭林面積」の合計が、延宝検地帳に記載の合計67 町歩余 (P.22 参照) とくらべ、43 町歩前後も少ないこと、それから収穫高12円5銭余というのも、後掲「第十四区黒川村産出農産物播種反別及収穫表」(P.26 参照) で合計423円余とされているのとくらべ余りに少ないことです。この違いはどこから生じてきたのでしょうか。実は、この文章には一件ずつ個人名が書かれていますので、ひょっとすると、炭焼き用の原木利用権を確認した割当表だったようにも思われます。その場合、表にある「収穫」とは、使用権入手の対価として村に支払った個々人の納入金だったのかもしれません。なお、この表に出てくる人名は、「村中」との記載も含め20名です。(表記上ごく些細な間違いのある2件を同一人物と判断しています。)

(注)黒川部落有文書・「竹林・薪炭山一覧」(仮題)より作成

農業と自然

古文書から見る黒

11

9

史

享保6年(1721)の「摂州川辺郡黒川村明細帳」には、黒川村の農業が自然とどうかかわっていたかについて具体的に書き上げられています。里山を考えるにおいて農業は基本的な存在であるからここで改めて確認しておくこととします。

享保6年(1721)の「摂州川辺郡黒川村明細帳」には、田畑肥やしには「野山草用い申し候」とあります。つまり、柴山と草山が耕作用の田畑の肥やしに不可欠であったことが述べられています。

黒川村では、田には稲を、畑では大豆・小豆・そば・なすび・いも・きびな・



写真 21. 黒川の牛と農家

だいこんをつくっていました。そしてそれらに必要な水は山の谷水(このころの呼び名は「石川」、長さ 12 町、幅平均して 3 間)と少しの池水を 25 か所の井堰を作って取り込んでいたことも示されています。これも山の利用であると言ってよいでしょう。

黒川村ではこの年 60 軒の家(人口 258 人)で 25 頭の牛を飼っていました。牛は農耕と物品の運搬に不可欠でしたが、その飼料としてもまた山の草を必要としたのです。なお、草山は隣接する能勢郡稲地村そして中村からの利用も、それぞれの村に年貢の一部負担をさせることで認めていました。

このように、黒川村では本業である農業でも様々な方面にわたって山を利用し、炭焼きと並ぶ村の産業を支えるものとしてそれを大事にしていたのです。

では、このような山の利用がいつごろまで続けられるのでしょうか。一つは、18世紀後半ごろから川西市内の南部平野などでは肥料に干鰯(いわしのかすを干したもの)や屎尿など、より効果のある金肥が広く利用されるようになっていきます。そのようななか、黒川村では、天保 14年(1843)「永井飛騨守殿御預り所村方明細取調書上帳 摂州川辺郡黒川村」に書かれているように、「当村領のうち野山にて肥やし草刈取場ならびに牛飼場仕来り申し候」と記載されています。これは、黒川村では江戸時代末になっても相変わらず伝統的な山野草利用の肥料の確保が続いていたことを示しています。

江戸時代〜明治以降になっても続いた山の利用

山の利用を不可欠とする村の産業構造は、基本的には江戸時代を通じて存続し、さらに明治以降も継続したと言ってもよいです。ただし、肥料についてはおそらく明治以降には金肥への変化を示したと思われますが、いま、その実態を明瞭にする記録は見つけ出せていません。

いずれにしても、山とその管理は村にとって重要な意味を持ち、それに関する記録もたくさん残しました。いまこれらに関する古文書の一部を写真に写してみました。まだまだたくさん出てくるものと思われます。



写真 22. 里山を物語る黒川の古文書

4、炭焼きと黒川村

茶の湯の流行と「一庫炭」

延宝 7 年(1679)の「摂津国川辺郡黒川村検地帳」には「八炭代」として「銀 67 匁 5 分」という銀高が表記されています。また、この数字の右横には小さな文字で「有来る通り」とも注記されています。すなわち、豊臣政権下の文禄 3 年(1594)以来同じような扱いを受けていたとも述べているのです。

「入炭代」とはかつて炭が領主に義務として献納されていたことを受け、生産された炭の代わりにそれを銀で納めるという制度のことだと言われています。つまり、この村における炭の生産は領主の指示によるものであったことを示しているのではないでしょうか。

戦国時代から豊臣政権の頃にかけて茶の湯が流行し、茶室で湯を沸かすための炭が求められました。「一庫炭」(集散地が池田であったところから「池田炭」とも呼ばれる)がその中で高く評価されることとなりました。その切り口の形は菊に似ていて、香気もあり、火力も強かった。それは、江戸時代に入っても同様であり、『毛吹草』(松田重頼著、正保 2 年 = 1645 刊行)以来、様々な書物に「池田炭」「一庫炭」をほめそやす記事が書かれつづけられることとなりました。

実は、黒川村は、一庫村と並んで「一庫炭」の有力な産地であったのです。一庫村の入炭代が銀105匁であったのに対し、黒川村は銀67匁5分という数字がそれを示していました。



写真 23. 菊炭

村を支えた炭焼き業

しかし、この地域の炭生産は、茶の湯のためばかりではありませんでした。それは多田の各地方における銀 銅の精錬とも深く関わっていたと考えるべきです。

多田銀銅山が盛んに掘られるようになったのは豊臣政権下でした。それは、天正年間(1573~91)吹場村である下財屋敷・山下町が成立し、黄銅鉱から鉄分を除くことのできる真吹きと呼ばれる方法(山下吹きとも呼ばれる)が確立することと深く関わっていました。やがて慶長期(1596~1614)には銅から銀を分離することのできる技術である南蛮吹きが伝えられ、寛文期(1661~72)には一大盛期を迎えることとなりました。

こうして精錬用の火力として炭の需要も伸びたことが考えられます。銅山を近くに控えた黒川村などの村々では、火力の強い菊炭もこうした中で開発されていったのではないでしょうか。

ちなみに、延宝7年(1679)の「永井飛騨守殿御預り所 もかためいさいとりしらべかきあげちょう 村方明細取調書上帳」には、「当村の義は、銀銅山往古盛山の節



写真 24. 村方明細取調書上帳

は百姓農作業の合間に右出銅の駄貨持ちなどを仕来り候得共、当時(現在という意味)不盛山なので耕作の透間 に、男は炭焼・木柴を仕込んで池田へ売り出し申し候。女衆はつむぎ仕り申し候」と記されています。

しかし、銅山と炭焼きとの関わりは、駄賃運びにとどまらず、銅山が盛んであった時からもっと広範囲に密接 不可分であったことを見ておくべきでしょう。

炭の生産量と生産構造

明治7年(1874)の「産物惣書上控 黒川村」では、炭の生産について、

炭 2 万 4000 貫、上炭 400 駄、雑炭 350 駄

と書かれています。

2万4000 貫とは1 貫= 3.75kg として kg に換算すると 90,000kg すなわち 90 トンとなります。

これで上炭・雑炭あわせて 750 駄になるというのです。1 駄とは馬とか牛とか1頭に背負わせることのでき

る荷物の分量であって、辞書では 1 駄 = 36 貫(約 135 kg)とされていますが、ここでは 1 駄 = 32 貫(120 kg)となっています。これを仮に当時の家数を 40 軒として、そこで炭を焼いたとして一軒当たり 600 貫(2250 kg) = 18.75 駄という数字になります。

つぎに、これよりも少し後の 1870 年代半ば以降に作成された「第十四区黒川村産出表農産物播種反別及収穫表」を見てみましょう。そこでは次のように記載されています。

ペルミ 椚 苗 150 本 すべて村消費。10 本につき 8 銭、上ノ物作る本業の者 10 戸

上炭 8千貫、1 貫首につき 2 銭 8 厘、池田村に売る 42 戸

雑炭 1万2千貫、うち250貫目は村消費、他へ輸出1万1750貫目、1貫目につき1銭7厘。 池田に売る 42戸

まず、椚木苗を育て、村内の人びとに販売する家が 10 戸あったことが記されています。年数がたつと樹木としての椚木も当然寿命が尽きます。その時生産を維持するために新しい苗木は必要不可欠ですが、その苗木を販売する人が村内に10 軒いたことが示されているのです。これは、炭生産サイクルの維持がどのようになされたのかを知るうえで大事な事実と思います。

それから、この表からは炭は上炭であろうが、雑炭であろうが、村内で消費する雑炭の一部を除けば、そのほとんどが池田村に売りに出されていることが分かります。その収入は、計算すると上炭が224円、雑炭が199円75銭、合せて423円75銭となってきます。1戸あたりに平均すると、10円9銭ほどの金額です。

炭の生産が基本的に販売用であったこと、構造的に池田の炭商と深く関係していたことがここに示されているのです。



写真 25. 炭焼きの風景

よりよき販売条件を求めて

文政 12 年(1829)には「村々約定一札」という文書が作成されています。これは、一庫・国崎・黒川・ ましかり うちばば たみだ しもあこだに かみあこだに つくなみ 吉川・内馬場・民田・下阿子谷・上阿子谷・槻並の各村が「上炭」「諸炭」の売り捌き商の選定について盟約を

結んだもので、この文書の最後のところでは、黒川村の 46 人も連署しています(女性名前も 1 人あり)。おそらく関係する他の村でも同じ形式の文書を作ったのでしょう。

炭の流通を支配していた池田の炭商に対抗し、少しでも有利な販売条件を確保するため、生産する村々が結束したのです。天保2年(1831)にも同じ趣旨の文書が作成されています(「焼炭ー条二付村中連判帳」)。 黒川村で署名したのはこのときには41人。両方の間で署名人数が異なっていますが、村のほとんどの家が炭焼きに携わり、結束していたことは間違いありません。



写真 26. 村々約定一札

解明したい衰退の理由

このように、黒川では炭焼きが村を支え、村も村びともその維持に力を注いできたのでありましたが、現在大きく衰退していることは否定できません。いつごろからこの衰退がはじまったのか、その背景は何であったのか、いまのところ文献から解明する材料は得られていません。里山を維持する大きな要件がこの炭焼きにあったことを思えば、これについて今後解明する努力を怠ることはできないと思います。おそらく、近代以降とりわけ戦後における日本の産業構造の大きな変化、技術構造の変革が横たわっていることと思いますが、それとの関わりで解明することが必要なのではないでしょうか。

5、鉱山と黒川村

鉱毒とのたたかい

『川西市史』第2巻には、天保10年(1839)黒川村が裏谷筋にある数か所の銅山から流れ出る鉱毒を問題として大津代官所に訴えた事件が短く紹介されています。また年次不明ですが、同じく裏谷筋の緑青谷銅山の稼行

計画について村びとたちが相談し合ったことが記されています(P.463)。

黒川村の人びとは、その生業において銅山と深く関わっていただけでなく、もう一方では農業や飲料に被害を及ぼす銅山稼行のマイナス面について、江戸時代以来厳しい目を持っていたことも重要な点です。

今回の古文書調査においても、写真のような図面が残されていることが判明しました。この図面には「東谷村ノ内黒川大字大土銀銅鉱採掘出願地鉱毒予防工事設計図」と書かれています。開掘出願人は岡山県の人物。また、この図面の作図については、明治33年(1900)5月15日付川辺郡役所の公文書によって時期は明瞭となっています。



写直 27. 鉱毒予防工事図

川辺郡役所は、鉱業出願人に黒川の河川に流れ込む鉱毒によって生じる農業被害と飲用水被害を防ぐため、開掘する場所から猪名川まで延長 920 間 (1656m) に及ぶ長い土管を敷設すること、その他の工事を命じています。

黒川では、続いて大正 2 年 (1923) に大谷鉱山の開掘も条件付きで認めています。これは、途中で鉱業人が変わったためか、大正 11 年 (1922) にも契約を結びなおす記録を残しています。大谷鉱山は大正 15 年 (1926) さらに新鉱を開発するため黒川地区と契約を結んでいます。

6、今後の調查課題

以上、里山黒川の大きな要素である農業と炭焼きを中心に、一定程度の史実を解明してきました。しかし、ここまで述べてきたところで、不明なところも新たに出現していることを指摘しておかねばなりません。以下それらを列記し、今後のさらなる研究の進展を期したいです。

- ① 台場クヌギの形成過程が記録の上に見当たらない。古い時代にどのようなクヌギの利用形態を採用していたのか。いつから、またどんなことがきっかけでそのような形ができてきたのか。それが分かる炭焼きの工程に関する記録、クヌギの植樹・利用等に関する記録の調査が必要です。
- ② 水利施設の形成や、農耕牛の飼育についても、それらがどんな構造をもち、どんな自然を形成していったのか、記録の調査を続ける必要があります。
- ③ 里山黒川の形成において大きな意味を持っていたのは農業や製炭産業でしたが、戦後農業生産の構造転換の中で、それはどう意識されていたのか。また、山の利用を必要としなくなるなかで、それらに替わる山の利用方法についての検討がどうなされてきたのか。
- ④ 炭焼き業はいつごろ、なぜ衰退してきたか。またその衰退後、里山としての黒川はどのようにして維持されてきたのか。あるいは維持がどう困難になっているのか。古文書とは別の調査も必要となっています。
- ⑤ 地域の人びと、男や女、老人・壮年・青少年らが里山の恵みを日々の生活、たとえば食事・住居・年中行事・ 冠婚葬祭・遊び・勉学などにおいてどう享受してきたのか。こうしたことについて触れることができませ んでした。記録は、どんなところに残されているのでしょうか。
- ⑥ その他、気付いていない点も多々あるものと思います。

〔注記〕旧単位について

本論では、煩雑になることを恐れて古文書に記載の古い時代の単位表記を、一部を除き基本的にはそのまま使用しました。参考のために現在における公的な換算表(ただし概算)を下記に示しておきます。金高・銀高の現在的な価値への換算は、時代による貨幣価値の変動、価値感覚の時代的な推移等もあり、行いませんでした。

1 寸 = 3.03 cm 1 尺 = 30.3 cm 1 間 = 6 尺 = 181.8 cm

1 貫目 =1,000 匁 =3.75 kg

1 前步 = 10 页 1 反 = 10 畝 1 畝 = 30 歩 (坪)

1歩(坪)=3.3 ㎡

1畝=99㎡(約1アールとみなせばよい)

1 反 =992 ㎡ (約 10 アールとみなせばよい)

 $1 \hat{m} = 9917 \, \text{m} \, (約1 ヘクタールとみなせばよい)$

小田康徳 (大阪電気通信大学名誉教授)

る

黒

歴

